



かっぱ新聞

第 85 号

平成 30 年 12 月 吉日

2019 年 10 月からの消費税増税に伴い、介護報酬単価の変更及び併せて新たな処遇改善のための加算が設定されます。先日 12 月 19 日に行われた「第 167 回社会保障審議会介護給付費分科会」及び、12 月 26 日に公開された「2019 年度介護報酬改定に関する審議報告」の資料内容をお伝えします。

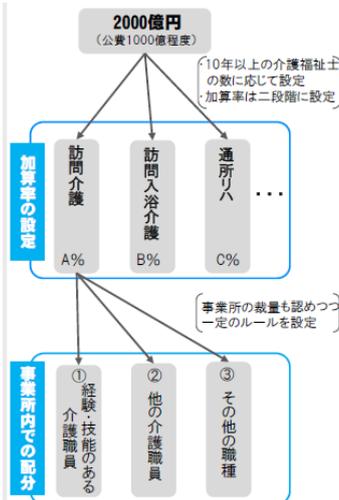
■ 報酬改定について

平成 30 年 12 月 17 日の予算大臣折衝を踏まえ、平成 31 年度の診療報酬改定は、右記のとおりとなりました。なお、具体的な報酬単価については、平成 31 年 1 月以降に決定されます。

介護報酬	+0.39%
障害福祉サービス等報酬	+0.44%
診療報酬	+0.41%

■ 介護人材の処遇改善を行うための加算の新設について

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行うこととなりました。



【加算の対象(取得要件)】※審議報告で下記要件が適当であると報告されています。

- ① 現行の介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までを取得している事業所を対象とすること。
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

【加算率の設定】※サービス種類毎の加算に加えサービス種類内で 2 段階に設定される予定

- ① サービス種類毎の加算率: それぞれのサービス種類毎の勤続 10 年以上の介護福祉士の数に応じて設定することが適当である。
- ② サービス種類内の加算率: 介護福祉士の配置が手厚いと考えられる事業所を評価するサービス提供体制強化加算等の取得状況を加味して二段階に設定することが適当である。

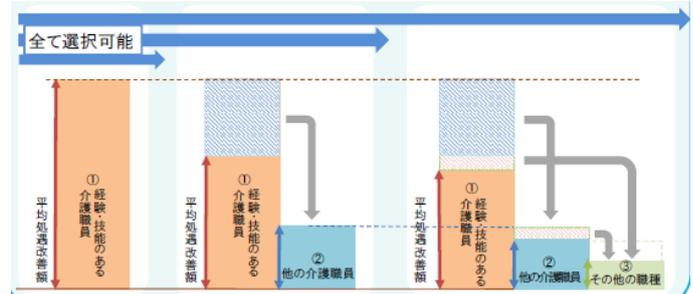
【事業所内における分配方法】

<経験・技術のある介護職員等の設定の考え方>

- ① 経験・技術のある介護職員: 勤続 10 年以上の介護福祉士を基本とする。※勤続 10 年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。
- ② その他の介護職員: ① 以外の介護職員とする。
- ③ その他の職種: ① ② 以外のすべての職種の職員とする。

<具体的な分配方法>

- ・経験・技術のある介護職員 (①) の平均処遇改善額は、その他の介護職員 (②) の 2 倍以上とする。
 - ・その他の職種 (③) の平均処遇改善額は、その他の介護職員 (②) の 1/2 を上回らないこと。
- ※平均賃金額について、その他の職種がその他の介護職員に比べて低い場合は、柔軟な取り扱いを可能とする。



(参考) 第 167 回社会保障審議会介護給付費分科会 (ペーパーレス) 資料 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00012.html)

(参考) 2019 年度介護報酬改定に関する審議報告 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188370_00001.html)



情報システム部 河合秀郎 制度改正対応に追われていたのがつい先日のように思っていたのですが、早くも平成 30 年が終わろうとしています。本年中は大変お世話になりました。来年も元号が変わり、ゴールデンウィークの 10 連休、10 月の消費税に伴う改正など対応に追われる年になりそうですが、インフォ・テックをよろしくお願ひ致します。